

J A改革・中央会改革に関する検討概要（メモ）

平成26年 9月24日
J A 栃 木 中 央 会

1. J A改革

(1) 農業生産の拡大・農業者の所得増大を実現する営農経済事業の改革

- ① 一律的な事業方式ではなく多様な事業方式のなかから、J A自らの経営判断に基づき自由に選択し積極的に挑戦する事業方式に転換する。
- ② 米の集荷・販売事業は、担い手とJ Aの販売を基軸とした事業に見直す。
- ③ 園芸事業は、市場出荷中心から契約取引など多様な販売チャンネルで所得増大を目指す。
- ④ 予約購買方式の改革により資材価格の引き下げをはかる。
- ⑤ J Aグループが一体となった輸出体制を構築する。

(2) J A営農経済事業の強化を実現する仕組みの構築

- ① 新たな準備金制度や「全国基金」を創設し、営農経済事業を確立・支援する。
- ② 理事等への担い手経営体や女性の登用・経営参画を拡大する。
- ③ 総合事業による営農経済事業の積極的展開により、高付加価値型の事業展開と農業経営管理支援を実践する。

(3) 将来目指すべき総合経営体としてのJ Aのあり方

- ① J Aが農家組合員の営農と暮らしを支え、地域住民とともに地域社会を支えていくためには、今後とも総合事業が必要である。
- ② 准組合員の事業利用や協同活動への参加・意思反映のあり方について、検討する必要がある。

2. 中央会改革

新たな中央会制度は引き続き農協法に規定された組織とする。

(1) 統制的な制度からJ Aの創意工夫の発揮を支援する制度に転換する。

(2) 所得増大を実現する経営相談機能とJ A経営の安定を担保する監査機能を発揮する。

(3) 総合事業の機能を最大限発揮させる代表機能と総合調整機能を発揮する。

(4) 組合員・国民に支持される事業と運動に改革する必要がある。